

## 男女が共に参画し、多様な生き方が 選択できる社会の実現に向けて



人口減少や少子高齢化の進行、家族形態や就業状況の変化などの影響により、社会経済情勢は大きく変化しており、このような社会に対応していくためには、多様な生き方が選択でき、職場、家庭、地域で男女が共に参画できる社会の実現がますます重要であると考えています。

本県では、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の制定、「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の策定を通じ、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を、総合的、計画的に推進してきました。

これまでの取組により、企業等における管理・監督的業務従事者に占める女性の割合が上昇するなど、多くの成果がありました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、多様な分野における意思決定過程への女性の参画はまだまだ男性と比べて低い状況にあります。

こうした社会経済情勢等の変化、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより効果的に推進するため、このたび、「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

男女共同参画社会の実現には、県や市町村はもとより、各種団体や事業者、県民の皆様一人ひとりが男女共同参画を身近な問題として考え、一体となった取組を推進することが必要です。今後とも皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、御審議いただいた新潟県男女平等社会推進審議会委員の皆様、また、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

新潟県知事 米山 隆一